

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事及び長野県教育委員会から、平成23年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成24年3月26日

長野県監査委員	吉澤直亮
同	田口敏子
同	上野紘志
同	風間辰一

（別紙）

監査委員事務局

平成23年度定期監査報告〔普通会計〕  
【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	課所名
収入事務 8件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの		
	(1) 県税の収入未済額において、景気低迷の中、個人県民税、自動車税及び不動産取得税などで縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。	<p>県税の収入未済額の縮減に向け、徴収目標を設定し、年間を通じた差押処分強化やインターネットを利用した差押財産の公売強化など、厳正・的確な滞納処分に取り組んでいます。</p> <p>個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収及び市町村と協働で行う併任徴収に取り組んでいます。</p> <p>また、平成21年度に開始した、個人住民税の特別徴収未実施事業者に対する特別徴収の実施についての依頼を行うとともに、県の入札参加資格における個人住民税の特別徴収の要件化に取り組みます。</p> <p>このほか、市町村の差押財産の換価の機会を提供するため、県・市町村・長野県地方税滞納整理機構での合同公売会を開催し、収入未済額の縮減に取り組んでいます。</p>	税務課
	(2) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、一部に縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>収入未済の縮減については、以下の対策を講じています。</p> <p>1 共通して取り組んでいる内容</p> <p>(1) 電話、通知による納入指導</p> <p>(2) 職員による自宅訪問</p> <p>(3) 原則口座振替による納入</p> <p>(4) 滞納整理状況表などによる管理</p> <p>2 児童福祉施設入所者負担金</p> <p>(1) 入所時、面接時等に納入義務者へ説明を徹底</p> <p>(2) 徴収開始の早期から滞納を常態化させないため徴収開始時点での未納者の情報を児童相談所へ提供し、納入確認等を依頼</p> <p>(3) 本庁、児童相談所、保健福祉事務所が連携した効率的な負担金徴収のシステムを平成23年度構築中であり、平成24年度から稼働予定</p> <p>3 児童扶養手当過払返納金</p> <p>(1) 現況届時における確認や年金部署との連携等の徹底による発生抑制を図るとともに、現在、担当者向けマニュアルを作成中</p> <p>(2) 悪質滞納者に対する、県庁職員による戸別訪問の実施や簡易裁判所による支払督促の実施</p> <p>4 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(1) 貸付時、申請者及び連帯保証人の所得確認、修学資金の貸付時は、児童への償還指導も徹底</p>	こども・家庭課

分類	指導事項	処理状況	課所名
収入事務		<p>(2) 連帯債務者、連帯保証人へも償還開始3ヶ月前の償還開始通知の送付等納入指導の徹底</p> <p>(3) 滞納の早期段階での滞納者や保証人に対する償還指導方法のマニュアル化（事務取扱要領に規定）</p> <p>(4) 収入目標額の設定（前年同月比+8%）</p> <p>(5) 納入方法について、滞納分についても口座振替を可能とした。</p> <p>(6) 県外滞納者へも戸別訪問を実施</p> <p>(7) 悪質滞納者に対する県庁職員による戸別訪問の実施や簡易裁判所による支払督促の実施</p> <p>(8) 長期化している債権は、債務者（連帯保証人や連帯債務者含む）の状況を整理し、効率的な滞納整理を実施し、支払能力のない者については、納付の可否を判断し不納欠損を進める。</p>	
	<p>(3) 不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。</p>	<p>不法投棄産業廃棄物撤去代執行費用弁済金については、原因者に不真正連帯債務として全額求償しており、電話等による督促や個別訪問などにより未収金の解消に努めています。</p> <p>引き続き、「捨て得は許さない。」という観点から、全額返済に向け原因者責任を最後まで追及する強い姿勢で督促を行うなど、粘り強く取り組んでまいります。</p>	廃棄物監視指導課
	<p>(4) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、一部に縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>収入未済の9割以上を占める高度化資金貸付金に係る未収金処理を優先的に進めており、平成19年度からは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー制度」を活用して、債権回収の専門家であるサービサーに延滞債権の調査を委託して、債務者の現況調査や担保物件の評価等の債権調査を実施しています。</p> <p>さらに、平成20年度からは、未収金の処理を一層迅速・効率的に進めるため、債権調査を実施した延滞債権について、県単独事業により当該サービサーに債権回収業務を委託して債権処理を進めています。</p> <p>また、1件当たりの滞納額が比較的に少ない設備近代化資金貸付金については、職員による債権調査・回収を行っています。</p> <p>平成22年度は、6,709,000円を回収するとともに、債権調査等の結果、回収が困難な債権8貸付先94,435,575円について、県議会の議決を経て債権放棄を行いました。</p>	経営支援課

分類	指導事項	処理状況	課所名
収入事務		<p>さらに、平成23年度には、一層の債権回収を図るため、不動産に設定した担保権の実行による競売の申立てを行うとともに、連帯保証人が死亡し、相続人が不存在となっている財産について、家庭裁判所に相続財産管理人選任の申立てを行ったところです。</p> <p>今後も、債権回収を促進するとともに、債権調査等の結果、回収が困難な債権については、県議会の議決を経て債権放棄を行うなど収入未済の縮減に努めてまいります。</p>	
	<p>(5) 県営住宅使用料において、現年度分に縮減努力が認められるが、収入未済の縮減に引き続き努力された。</p> <p>また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金（契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額）において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>県営住宅使用料等の収入未済の縮減を図るため、家賃徴収の強化について地方事務所へ通知し、管理代行者の住宅供給公社とも深く連携しながら、課長を筆頭に組織全体として計画的に取り組むよう徹底しています。</p> <p>また、地方事務所や住宅供給公社に対し、家賃徴収の取組状況についてヒアリングを行うとともに、全県の監理員を対象とした県営住宅監理員会議を開催し、徴収強化に向けた研修や効果的な事例等について情報共有を図っております。</p> <p>さらに、住宅供給公社に対しては、目標収納率の達成状況に応じて住宅供給公社への委託料の一部を増減させるインセンティブの導入により、徴収強化を図っています。</p> <p>明渡訴訟は、通常、滞納月数が8月以上又は滞納金額が20万円以上の者のうち、誠意のない悪質な滞納者に対して提起していますが、収入超過者については4月以上の滞納者から訴訟を提起できるよう要領を改正し、取組を強化しました。今後も引き続き、明渡訴訟の提起や強制執行の申立て等の法的措置を適正に講じてまいります。</p> <p>また、納入誓約を履行しない退去済みの滞納者にかかる未納家賃の収納事務について、従来は地方事務所直轄管理の地域においてのみ民間会社へ委託していましたが、住宅供給公社による管理代行の地域においても民間会社への委託を開始し、未収金回収の強化を図りました。なお、長期化している退去者の未収金については、引き続き、該当者の所在調査等を行い回収に努め、徴収不能と認められる場合は適切な時期に不納欠損処理を行ってまいります。</p>	住宅課

分類	指導事項	処理状況	課所名
収入事務	(6) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	未収金の縮減に向けては、文書や電話による催告のほか、戸別訪問して直接納入を求めるなど、引き続き、粘り強く折衝を続けることに加え、特に、誠意が認められない滞納事案については、簡易裁判所へ支払督促の申立てを行うなど、厳正に対応しております。 高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金につきましては、奨学金管理システムによる債権の管理を行い、効率的な滞納事案への対応に努めてまいります。 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金につきましては、文書及び電話による納入督促を行うとともに、免除制度の周知を図って、債権の縮減を進めております。	高校教育課
	2 調定の時期が適切でないもの		
	生活保護法第78条の規定による不正受給した生活保護費返還金について、分納誓約に基づき納付書の発行を行ったが、平成23年度4月及び5月分を平成22年度分として調定していた。	平成23年度以降は、当該年度を越えた月分を調定することのないようにします。	諏訪保健福祉事務所
	3 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		
	姥神トンネル及び権兵衛トンネル内の携帯電話設備に係る道路占用許可を平成18年10月に行ったが、その管理経費である電気料金の徴収に係る調定等の事務処理をしていなかった。 平成22年7月にその事実に気づき、過去の電気料金のうち平成20年8月から平成22年3月までの分（金額189,063円）につき一括徴収の手続を行ったが、平成20年7月以前の料金については、時効により徴収できなかった。	調定の事務処理に漏れが生じることのないように、道路占用許可申請があった際に審査する様式に「その他管理経費の徴収の要否」等の項目を追加する対策を講じ、適正な事務処理に努めてまいります。	木曾建設事務所
契約事務 11件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 指名競争入札により実施した「白衣、検査着等のクリーニング業務委託」（単価契約、予定総額4,494,300円）に係る請負人選定において、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定による、「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」（昭和59年長野県告示第60号）別表の「その他の契約」欄の等級区分「A又はB」から業者選定を行うべきところを「A、B又はC」で選定を行い、格付「C」の業者と契約を締結していた。	この契約が長期継続契約のため、平成21年度に契約したものについては、指摘事項のとおりですが、平成22年度に締結した平成23年3月18日の契約において、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）別表の等級区分により業者選定を行っています。	総合リハビリテーションセンター

分類	指導事項	処理状況	課所名
契約事務	(2) 随意契約により実施した「国設八方尾根酸性雨測定保守管理業務委託」に係る2契約（予定価格1,964,634円及び348,799円）について、請負人等選定調書を作成していなかった。	長野県建設工事請負人等選定委員会要領の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底しました。	環境保全研究所
	(3) 随意契約により実施した「平成22年度産業廃棄物処理委託」（単価契約、予定総額1,596,000円）について、請負人等選定調書を作成していなかった。	平成23年度から長野県建設工事請負人等選定委員会要領に基づき、適切な事務処理を行うように改善しました。	松本建設事務所
	(4) 随意契約により実施した「合併浄化槽維持管理業務委託」（予定価格352,800円）について、請負人等選定調書を作成していなかった。	長野県建設工事請負人等選定委員会要領に基づき、適切な事務処理をするよう改善しました。	高遠高等学校
	(5) 随意契約により実施した「浄化槽維持管理業務委託」（予定価格313,950円）について、請負人等選定調書を作成していなかった。	契約に係る事務処理手続が適正に行われているかどうかについて、決裁関係者全員が漏れなく確認できるようにするため、起案文書にチェックリストを添付することとしました。	駒ヶ根工業高等学校
	(6) 一般競争入札により実施した「スクールバス車両管理運転業務委託」（予定価格4,609,500円）について、一般競争入札参加資格要件調書を作成していなかった。	長野県教育委員会建設工事請負人等選定委員会要領の規定に基づき、一般競争入札参加資格要件調書を作成します。 また、契約事務の執行に当たっては、チェックリストを作成し再発防止に努めてまいります。	飯田養護学校
	2 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		
一般競争入札又は指名競争入札により実施すべき「医療廃棄物の収集、運搬、処理業務委託」（単価契約、予定総額4,649,925円）について、随意契約により実施していた。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして、随意契約により実施しましたが、今後は、指名競争入札又は一般競争入札により実施するよう改善しました。	総合リハビリテーションセンター	
3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの			
(1) 平成22年度森林整備工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	指導以降は、契約保証金の納付等の手続をとるよう改善しました。	木曾地方事務所（林務課）	

分類	指導事項	処理状況	課所名
契約事務	(2) 平成21年度県単砂防工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	変更設計書の様式4の余白に当初契約額に対する増加率を記載（朱書）し、契約保証金の納付が必要か否かを課長・係長が確認します。	犀川砂防事務所
	(3) 平成21年度県単地すべり対策工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	変更設計書の決裁時に、契約保証金の納付が必要か否かを課長・係長が確認するための確認欄（ゴム印）を設けるなど改善しました。	土尻川砂防事務所
	(4) 「自家用電気工作物保守点検業務委託」及び「浄化槽保守点検業務委託」について、長期継続契約の事前協議をせずに契約を締結していた。	平成22年度分の契約については、4月1日から業務が開始になるため、長期継続契約の事前協議を行い3月中に契約を行うべきでありましたが、制度の主旨をよく理解していなかったため長期継続契約の事前協議をせずに3月中に見積書を徴取し4月1日付けで契約を締結していました。 平成23年度の契約に当たっては、職場内で制度の周知を徹底し、職員相互が提出書類等のチェックを行うことにより、長期継続契約の事前協議を行い、3月中に契約を締結するよう改善しました。	上伊那農高等学校
支出事務 5件	1 職員手当支給の返戻又は追給を要するもの		
	(1) 教育業務連絡指導手当の支給に誤りのあるものがあった。	過払いとなった手当については、戻入の手続きを行い、平成23年6月23日に返納されました。 また、小・中学校事務職員に対しては、適正な事務処理について、周知徹底を図りました。	北信教育事務所
	(2) 多学年学級担当手当の支給に誤りのあるものがあった。	5月25日の定期監査後、関係帳票と確認したところ、全日出張日における手当の誤申請が判明しました。 手当対象日数の訂正インプットを翌日に行い、納付書により誤支給分150円（1日分）を返納しました。 誤支給防止対策として、基本的なチェックである休暇整理簿、旅行命令票と手当対象日の照合の他に、教職員の出張がわかる予定表とも照合を行います。	南信教育事務所・飯田事務所

分類	指導事項	処理状況	課所名
支出事務	2 備品購入費の執行が適切でないもの		
	備品購入に際し見積書を徴した結果、備品として管理すべき額未満（1組（個）の取得価格が10万円未満）となったが、需用費へ科目を訂正しないで備品購入費で執行していた。	適切な予算科目（節）から支出がなされるよう注意し、適正な予算執行に努めてまいります。	看護大学
	3 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		
	一般競争入札により実施した「スクールバス車両管理運転業務委託」（予定価格4,609,500円）について、出納機関による事前審査がなかった。	財務規則に基づき、出納機関による事前審査の不備を改善します。 また、契約事務の執行に当たっては、チェックリストを作成し再発防止に努めてまいります。	飯田養護学校
	4 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
	平成16年度以前に発生した所得税等に係る歳入歳出外現金（130,501円）を、払い出していなかった。	当時の状況を調査しましたが不明であり、やむを得ず平成23年3月10日に雑入として処理しました。 また、毎月、歳入歳出外現金受払状況の帳票により適正な処理内容であることを確認するよう改善しました。	須坂看護専門学校
財産管理事務 5件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	備品修繕記録簿の整備をしておらず、修繕をした備品についての記録がなかった。	修繕した備品について、備品修繕記録簿を整備しました。財務規則の規定に基づき適正な事務処理を行います。	工業技術総合センター 技術連携・総務・材料技術部門
	2 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 障害者自立支援対策臨時特例基金の平成22年5月に生じた利息32,370円につき、当該基金から一般会計に収入する手続及び一般会計から当該基金へ支出する手続において、適正な処理をしていなかった。	当該基金の利息について、今後は一般会計に収入する手続及び一般会計から基金へ支出する手続を適正に実施します。 また、基金にかかる会計手続についてチェック表を作成し、再発の防止に努めてまいります。	障害者支援課
	(2) 雇用創出関係基金の平成22年5月に生じた利息18,930,081円につき当該基金から一般会計に収入する手続及び一般会計から当該基金へ支出する手続をしていなかった。	雇用創出関係基金の運用により生じた当該利息について、一般会計への収入及び一般会計から当該基金への支出の手続を年度内に行います。 また、基金に係る会計手続について、チェック表を作成し、これを活用して再発防止に努めてまいります。	労働雇用課



分類	指導事項	処理状況	課所名
財産管理 事務	(3) 備品の処分について、不用の決定の 手続を行わず処分していた。 また、備品を処分したときは、内部 事務システム（物品管理システム） により備品原簿を整理することとさ れているが、その処理をしていな かった。	財産に関する台帳等の整理について （昭和50年7月24日付け50管第99号総務 部長通知）により、内部事務総合シス テムによる備品原簿の整理を行いました。 今後このようなことのないよう、関係 法令を遵守して適正な事務処理に努めて まいります。	諏訪地方事 務所（農地 整備課）
	(4) 寄付を受けた備品「排風機」につ いて、物品寄付受納決議書による決 議をしていなかった。	財務規則（昭和42年長野県規則第2 号）第219条の規定に基づき、適正な事 務処理を行うよう徹底しました。	環境保全研 究所

平成23年度定期監査報告〔普通会計〕  
【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	所管課所
契約事務  1件	<p>1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの</p> <p style="text-align: center;"><b>借受不動産借受料の設定について</b></p> <p>借受不動産に係る私人等からの借受料の設定については、当分の間、固定資産税の課税標準額に一定の割合を乗じて得た「基準借受料」の範囲で定めた額と規定する一方で、従前から借り受けているものについては、原契約を継続するものと規定されています（昭和52年3月25日付け51管第183号通知）。そのため、評価替えに伴う課税標準額の見直しが借受料に反映されていない事例などが見受けられます。</p> <p>借受料の設定に当たっては、契約時の土地評価を適正に反映したものとなるよう制度のあり方について検討してください。</p>	<p>借受不動産に係る借受料の取扱いについては、平成23年11月28日付けで各所属長に対し、借受料設定・変更の状況及び契約更新時における協議状況の報告を依頼しました。</p> <p>この調査結果を踏まえ、借受料の適正なあり方について検討してまいります。</p>	管財課

平成23年度定期監査報告〔企業特別会計〕  
 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分類	指導事項	処理状況	課所名
契約事務 2件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>「平成22年度菅平発電所取水隧道水位計設置工事」（予定価格3,013,500円）において、工事の積算に用いる機器の単価は、3者から見積書を徴取して決定している。その積算単価の決定に当たっては、設置する機器が、汎用性のない資材であることから、見積書の最低価格を採用すべきであったが、一部の機器において、最低価格を採用しておらず、予定価格の基礎となる積算が適切ではなかった。</p>	<p>指導事項の汎用性のない資材の積算は、システムとして機能することから、総額で最低の工事費を見積もった業者の単価を採用しましたが、要領に定められた材料ごとの最低価格と異なる積算方式でした。</p> <p>指導後直ちに、積算単価の決定に当たっては、長野県土木工事材料単価等の取扱い要領にそった処理を行うよう職員間で徹底し再発防止に努めました。</p> <p>また、工事設計書の審査にあたっては多重チェック体制を十分機能させるよう、平成24年2月8日開催の「所職員研修会」において職員に再度徹底します。</p>	北信発電管 理事務所
	2 その他契約に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>随意契約により実施した「エレベータ保守管理業務」（予定価格640,920円）は、2人以上の者から見積書を徴さなければならない契約である。</p> <p>4者へ見積書の提出を依頼したところ、このうち1者は提出したものの3者が辞退したため、2人以上の者から見積書を徴する要件を満たさず不調とすべき事案であったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し契約を締結していた。</p>	<p>エレベータ保守管理業務等の契約に当たっては、指導事項に基づき適正に事務処理を行います。</p> <p>また、課内で打合せ会議を行い周知徹底しました。</p>	川中島水道 管理事務所

平成23年度定期監査報告  
【監査結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
企画部	<p><b>1 共益費の減額及び施設の有効活用</b> 松本消費生活センターは、松本商工会館の1階部分及び4階の研修室を区分所有していますが、年間約597万円と高額な共益費を負担していますので、引き続き共益費の減額について交渉するとともに、研修室等の有効活用を図ってください。 また、長期的には県有施設への移転についても検討してください。</p>	<p>松本消費生活センターの共益費については、算出方法等について施設の管理者と協議してまいります。 研修室については、県機関等による有効活用を含め検討してまいります。 センターの設置場所については、センターの役割や管理コストなどを総合的に勘案しながら研究してまいります。</p>	生活文化課 消費生活室 松本消費生活センター
健康福祉部	<p><b>1 収入未済額の解消</b> 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>引き続き長野県看護職員修学資金貸付金未収金回収マニュアルに沿った催告等を通じて、滞納整理を計画的に実施し、未収金の解消に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。 また、返還金の納入が計画どおりに行われない貸与者に対する個別指導等を行い、新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。</p>	医療推進課
	<p><b>2 収入未済額の解消</b> 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p>	<p>収入未済の縮減については、督促状や履行催告書を送付し早期の納付を働きかけるとともに、滞納繰越となっている者については、引き続き電話による納入指導や個別訪問を行い、徴収や納付計画書の提出指導を行います。 また、納付計画書の提出や分納により時効の中断を行うとともに、時効期間の5年を経過した場合には不納欠損処理を行います。 心身障害者扶養共済加入者掛金については、3ヶ月以上掛金を滞納している者に対して、制度への継続加入の意思を早期に確認するとともに、納付計画書の提出を求め分割納入等の指導を行い、滞納の長期化防止に努めてまいります。</p>	障害者支援課

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
健康福祉部	<p><b>3 児童記録票の管理</b>  児童記録票が他の物品などと一緒に鍵のかかる倉庫の棚に整理・収納されていました。  しかし、個人情報に記載されていることから、児童記録票は他の物品と分けて、より一層適切な方法で管理保管してください。  なお、市町村の児童相談に係る統計データは、県に報告していますが、併せて県下各地域の児童福祉行政に生かす方法についても検討してください。</p>	<p>児童記録票と他の区分けをしっかりと行い、個人情報を含む書類については、特に適切な管理・保管をするよう指導してまいります。  また、こども・家庭課で把握している市町村の児童相談に係る統計データを、児童相談所における相談援助活動や、市町村との連絡に生かしてもらおうこととします。</p>	こども・家庭課
		<p>児童記録票と物品の区分けをしっかりと行い、適切な管理・保管に努めてまいります。  当所主催の市町村児童相談研修会で各市町村の児童相談状況を報告し、相談活動の参考とするなど地域の児童福祉行政に生かすよう努めてまいります。</p>	松本児童相談所
商工労働部	<p><b>1 定員管理と必要な機器等の整備</b>  ものづくり技術科と機械制御コースや電子制御コースとの合同訓練で使用するパソコンやCAD/CAMシステム（製図機器類）は、それぞれ20台配備されていますが、それを使用する学生は、最大でも13名となっています。  訓練で使用するパソコン等機器類の借受料は、定員を基礎に算定しているため、最少の経費で最大の効果が得られているとはいえません。  定員の充足を図るとともに、配備されている機器の有効活用と今後の定員に見合った機器等の整備につき検討してください。</p>	<p>パソコンについては、ものづくり技術科と機械制御コース又は電子制御コースが合同で訓練を実施するため、20名の訓練定員の基準を満たすよう整備しています。  また、CAD/CAMシステムについては、校内訓練に使用するとともに、在職者訓練（長野県産業人材カレッジ・スキルアップ講座）の実習用機器としても使用しておりますが、訓練生の定員を踏まえ、平成23年度からは12台の借受けとするとともに、スキルアップ講座における制御系のコース（定員10名以上）を8コースとするなど拡充し、機器の有効活用を図っております。  定員の充足については、引き続き、地域の特性等を考慮して、カリキュラムの見直しを進める等、訓練ニーズに応えつつ充足率の向上に努めてまいります。</p>	岡谷技術専門学校
	<p><b>2 未利用施設の取壊しと活用</b>  岡谷技術専門学校には、10年以上使用されていない取壊しが必要な寄宿舎（昭和49年建築、395.07㎡、鉄筋コンクリート造2階建）や平成22年度で廃止となった自動車整備科の実習棟（昭和49年建築、947.69㎡、鉄筋造平屋建波型スレート葺）など今後の有効活用を検討しなければならない施設があります。  第9次職業能力開発計画により</p>	<p>平成23年10月に策定した第9次長野県職業能力開発計画の中で、技術専門校の今後の方向については、「訓練科目及び配置等については、現在行っている訓練科目・コースに関して、企業ニーズ、技能の動向を検証しつつ、過去の応募、入校、就職状況等について、具体的に指標等による検証を行い、職員配置の効率化や管理維持経費削減の観点から、実施体制等について見直しを行う」こととしています。</p>	人材育成課 岡谷技術専門学校

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
商工労働部	技術専門校の実施体制等について見直しが行われる中で、こうした未利用施設の有効利用等についても早急に具体的方針を検討してください。	<p>また、見直しの進め方について、「一年制又は二年制課程で行っている訓練科目等の統廃合などについては、調整期間が必要な見直し」として実施することとしています。</p> <p>未利用施設のみ限定した有効利用等についての検討ではなく、調整期間が必要な見直しとして総合的に検討します。</p>	人材育成課 岡谷技術専門校
農政部	<p><b>1 収入未済額の解消</b> 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、一部に縮減努力が認められますが、一層の努力をしてください。</p>	<p>滞納者との面談などにより定期的な督促を行い、滞納者の実情に応じて分割納入等の指導を行いながら、引き続き償還を促していくとともに、費用対効果を見極めた上で、法的措置も検討してまいります。</p> <p>また、債務者の状況により、債権放棄、不納欠損処理も検討してまいります。</p>	農村振興課
林務部	<p><b>1 収入未済額の解消</b> 林業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	引き続き、地方事務所及び事務委託機関である森林組合と連携して定期的な督促を行い、滞納整理に努めてまいります。	信州の木振興課
建設部	<p><b>1 予算の流用の縮減</b> 予算の執行については、予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定め、歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳出予算を執行することが定められています。(地方自治法第220条、同施行令第150条) 節の相互間は、所定の手続により流用が認められていますが、決算額の備品購入費や需用費等の事務費について、大幅な流用が行われている事例が見受けられました。節の区分においても予算執行の効率化、計画化を図り、その定められた目的に従って使用されるよう、留意してください。</p>	<p>節の区分にあたっては、従前から現地機関の要望を踏まえて計上してまいりましたが、平成24年度当初予算の編成においては、過去の決算額をより細かく反映させるなど、その精度をさらに高めるよう工夫を加えました。</p> <p>事務費については、当初想定することが困難な突発的事案などの状況の変化に対して、既存の予算を効率的に活用して対応するために、最小限の流用を行わざるを得ない場合があります。</p> <p>やむを得ず流用が必要になる場合は、引き続き財務規則に則り、内部チェックや検証を行いつつ、適正に執行してまいります。</p>	建設政策課

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
教育委員会	<p><b>1 毒物・劇物の管理</b>            高等学校において、毒物・劇物の管理に関し以下の適切でない事例が見受けられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用見込みのない毒物・劇物の廃棄処分がされていないもの</li> <li>・ 薬品棚からの落下・転倒防止策が講じられていないもの</li> <li>・ 標準様式による受払簿の整備がされていないもの</li> </ul> <p>毒物・劇物の適正な保管管理を徹底するとともに、不要な薬品類は速やかに処分するよう指導してください。</p> <p>また、薬品類などの産業廃棄物の処理に当たっては、必要な予算を確保し、法令で定める廃棄方法に関する基準に従って自己処理し、又は産業廃棄物処理業者に処分を委託するよう引き続き指導してください。</p>	<p>使用見込みのない毒物・劇物の廃棄処分については、所管課において必要な予算の確保に努めています。が、十分な確保が困難であるため、結果として、各校での保管が余儀なくされている現状にあります。</p> <p>該当校には、毒物・劇物の保管に当たり、落下・転倒防止策及び数量管理を適切に行うよう注意喚起してまいります。</p> <p>また、引き続き、不要な薬品類の処分費用の確保に努めてまいります。</p>	高校教育課
	<p><b>2 学校要覧等の記載内容の確認</b>            学校要覧に記載誤りのある事例が見受けられました。</p> <p>学校要覧やホームページなどで情報開示が進んでいますが、その内容や正確さについて適時確認してください。</p>	<p>各校で作成される学校要覧等の正確性は、作成者の責任において確保されるべきと考えますので、各校に対して注意喚起及び指導を行ってまいります。</p>	
	<p><b>3 廃棄パソコンの再資源化</b>            資源有効利用促進法の規定に基づき、廃棄されるパソコンは、メーカーが回収し、部品や材料をより有効に再資源化することとされていますが、パソコン本体を解体して各部品を通常の廃棄物として処理していました。</p> <p>パソコンの廃棄処分に当たっては、同法の趣旨に沿い再資源化を図るよう配慮してください。</p>	<p>今後、パソコンの廃棄処分に当たっては、資源有効利用促進法の規定に基づき適正に処分します。</p>	長野盲学校
総務部	<p><b>1 公募型見積合わせ方式の活用</b>            現在、物品等の調達については、一部機関で公募型見積合わせにより行っていますが、この方式は透明性の確保及び競争性の向上を図る上で有効であると考えられることから、県庁舎及び合同庁舎における委託業務への適用拡大について検討してください。</p>	<p>公募型見積合わせの県庁舎及び合同庁舎における委託業務への適用拡大に向けて、仕様書及び積算基準の統一や公告を県ホームページへアップするためのシステム開発について検討してまいります。</p>	管財課

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
総務部 教育委員会	<b>1 仕様書の作成方法及び予定価格の算出方法のマニュアル化等</b> 仕様書の作成及び予定価格の算出は、契約事務において非常に重要な部分です。しかしながら、担当者によっては、業務に対する専門的な知識がないなどの理由により、仕様書の作成や予定価格の算出に苦慮している状況が見受けられます。 その重要性に鑑み、当面、実施機関の多い清掃業務、警備業務等について、仕様書の作成方法及び予定価格の算出方法についてのマニュアルを作成するとともに、定期的な研修の実施などにより、事務の効率化を図ってください。	<p>庁舎維持管理委託業務の仕様書の作成方法及び予定価格の算出方法のマニュアル化については、長野県ファシリティマネジメント基本方針で維持管理業務の最適化を図る取り組みを行うこととしており、関係課で構成するワーキンググループにおいて検討してまいります。</p>	管財課
		<p>高等学校における清掃は教育の一環として位置づけられ、生徒が行うことを通常としているため、業者等外部への委託は、特殊な技術や薬剤を必要とする場合などに限られております。</p> <p>こうした外部委託は、各校がそれぞれの状況を勘案して計画的又は単発的に行っており、一律のマニュアルを示すことは、かえって現場の混乱を生じさせかねないものと考えます。</p> <p>また、御意見のとおり、単発的な委託を行う高等学校においては、仕様書の作成や予定価格の算出に苦慮する場面も想定されますが、過去又は他所属の例を参考とし、必要に応じて知識や技術を有する者の意見を徴することなどは、日常の業務を行う場合と同様であり、改めてマニュアル等を作成するには及ばないものと考えます。</p> <p>なお、高等学校の警備業務に係る契約事務は、所管課が一括して行っております。</p>	高校教育課
		<p>特別支援学校における清掃は児童生徒が行っており、業務委託を行っている給食施設、浄化槽等の清掃については、各校でそれぞれ内容が異なるため、実態に合わせて各校で仕様書等を作成しています。</p> <p>また、警備業務等多くの学校で使用する仕様書等については、当課で作成例を示し、各校で実態に合わせて作成しており、今後も学校と連携して事務の効率化を図ってまいります。</p>	特別支援教育課



部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
総務部	<p><b>1 最低制限価格制度等の導入</b>  現在、県庁舎の清掃業務及び警備業務において最低制限価格制度等を試行しているところですが、競争性を維持しながらも、良好な品質を継続的に確保する観点から、県庁舎及び合同庁舎の、上記以外の管理に係る委託業務においても、最低制限価格制度、それに替わる制度等の導入を検討する必要があります。</p>	<p>県庁舎及び合同庁舎の維持管理委託業務について、平成24年度業務の入札から、合同庁舎の清掃業務において最低制限価格制度の試行を拡大します。  電話交換業務など他の管理に係る委託業務においても、最低制限価格制度や総合評価落札方式等の導入を検討してまいります。</p>	管財課
	<p><b>2 ファシリティマネジメントとしての取組</b>  現在、県有施設等の財産を総合的かつ長期的な観点により、コストと便益の最適化を図りながら保有、維持等を行っていくための「長野県ファシリティマネジメント基本方針」の策定作業を行っていることから、庁舎等の管理業務についても「県有施設の維持管理経費の最適化」の観点から、ファシリティマネジメントとして、積極的に取り組んでください。</p>	<p>平成23年12月に県有財産ファシリティマネジメント推進会議を設置し、経営的視点に基づく財産の総合的な利活用を推進するため、長野県ファシリティマネジメント基本方針を策定しました。  基本方針において、具体的な取組方策の一つとして、維持管理業務の最適化を盛り込んでおり、庁舎等の管理業務についても、今後、その取組の中で進めてまいります。</p>	管財課